

療養費

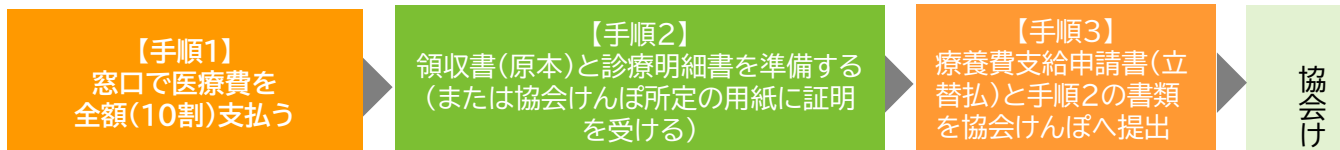
「やむを得ない事情で保険証を提示できず、医療費の全額（10割負担）を支払ったとき」や「治療のために装具を作成したとき」などの場合に、後日申請することで払い戻しを受けられる制度です。

療養費が受けられるケース

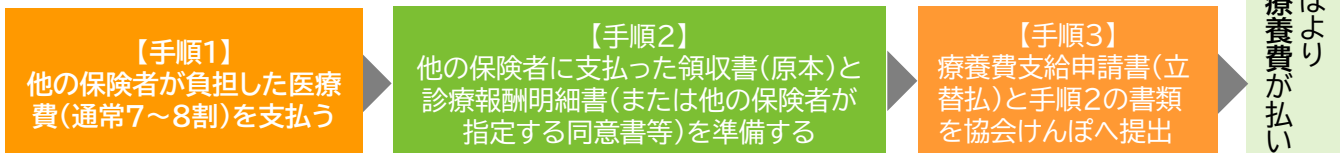
次のような場合は、あとで保険者に申請すると、保険者が認められた額が療養費として払い戻されます。

- ① やむを得ず保険証を提示できず、自費で受診した（就職直後で保険証がない場合等）とき
- ② 協会けんぽの加入期間に、国民健康保険など他の保険者の保険証を使用し、医療費の返還を行ったとき
- ③ 治療上の必要からコルセットなどの治療用装具を作成・装着したとき
- ④ 海外の医療機関で診療を受けたとき
- ⑤ 輸血のため病院を通じて血液（生血）を購入したとき
- ⑥ 医師の同意のもと、はり、きゅう、あんま・マッサージを受けたとき
- ⑦ やむを得ず「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提出できず、入院時の食事療養費を減額されない金額で支払ったとき

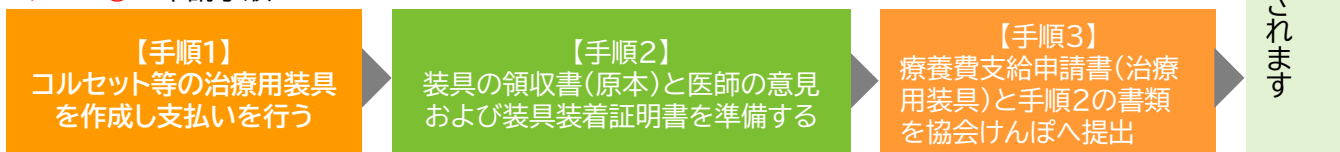
ケース①の申請手順



ケース②の申請手順



ケース③の申請手順



療養費の支給額の 計算方法

療養費は、支払った医療費が全額払い戻されるわけではありません。保険診療を受けた場合を基準に計算した額に、年齢に応じた一定割合（7～8割）をかけた金額が払い戻されます。また、健康保険で認められない費用は除外されます。

例1) ケース①(やむを得ず保険証を提示できず、自費で受診したとき)の場合

$$\text{支給額} = \text{保険診療相当額} \times \text{年齢に応じた一定割合(7~8割)}$$

例2) ケース③(治療上の必要からコルセットなどの治療用装具を作成・装着したとき)の場合

$$\text{支給額} = \text{各治療用装具の基準額} \times \text{年齢に応じた一定割合(7~8割)}$$

年齢		割合
義務教育就学前		8割
義務教育就学以降～69歳		7割
70歳～ 74歳	現役並み所得者	7割
	一般所得者	8割

提出書類

※協会けんぽでは、療養費の支給決定後、ご提出書類の返却はできません。
自治体等の医療費助成の際は領収書のコピー又は原本の提出の要否について事前に自治体等へご確認ください。

- ケース① **療養費支給申請書(立替払等)**
【添付書類】 医療機関に支払った際の領収書（原本）、診療明細書
- ケース② **療養費支給申請書(立替払等)**
【添付書類】 医療費を返還した際の領収書（原本）、診療報酬明細書(または他の保険者が指定する同意書等)
- ケース③ **療養費支給申請書(治療用装具)**
【添付書類】 領収書（原本）、医師の意見及び装具装着証明書

※ケース④～⑦の申請書・添付書類については、申請書の手引きやホームページをご参照ください。

申請期限：療養に要した費用を支払った日の翌日から2年以内